

第3章

# 健やかに安心して暮らせるまちづくり

## 第1節 健康づくりの推進

### 1. 健康づくりの推進

#### (現況と課題)

少子高齢化が進み、核家族、独居老人などが増えてきました。地域の中での孤立化を防ぎ、市民の誰もが健康で安全に暮らせるまちづくりを目指した事業の取り組みが大切になってきています。

本市では、ライフステージに合わせた「次世代育成支援行動計画」及び「健康増進計画」や「食育推進計画」、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、関係機関との連携のもと、健康づくりに関するさまざまな事業を進めてきました。

一方、近年は“子どもの虐待”や“心の病”が増えていることから、新たに虐待を未然に防ぐ対策や発達障害者(児)・精神障害者への支援及び自殺対策の推進に取り組んでいます。

市民一人ひとりが自分の健康を意識して、積極的に健診を受け、疾病予防を心がけ、安心して暮らせるよう、妊婦健診・乳幼児健診・特定健診・がん検診の受診率の向上に努めています。また、感染症については予防接種法に基づき、乳幼児・小中学生、高齢者等に対し予防接種を推進するとともに、関係機関との連携により、感染症に対する正しい知識の普及を進めています。

市の死亡原因の約60%を占めている生活習慣病の改善のため、特定保健指導実施率の向上に努めています。更に、多くの市民に対応するため、健康づくりの地区組織(健康推進員会、食生活改善推進員会、健康運動普及員会、いきいきヘルス会)の育成を支援し、地域での出前講座として、市民協働のまちづくりを推進していくとともに、健康意識の啓発を図っています。

今後の健康づくりにおいては、「自分の健康は自らつくり・守る」という考えのもとに、各自のライフスタイルに応じた健康づくりを支援することが課題となっています。そのため、地域の実情に即した保健サービスの提供や市民の自主的な健康づくりを推進するために、各種団体や地区組織等と一体となって取り組むことが必要です。

#### (計画目標)

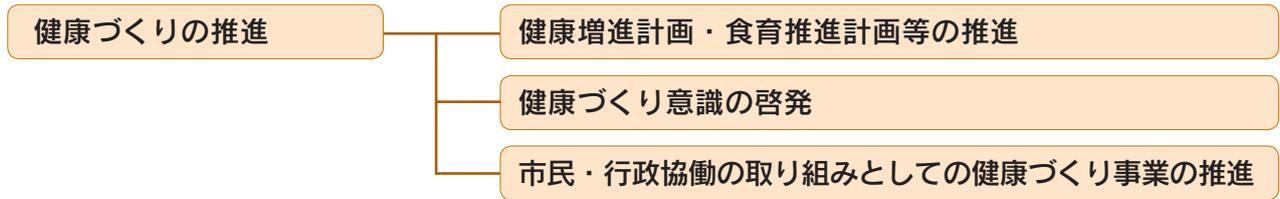
- 「健康増進計画」「歯科保健計画」「食育推進計画」等に基づきながら、市民の健康づくりを総合的に支援します。
- 健康づくり推進体制を確立し、市民が参加しやすい事業を推進するとともに、地区の各推進員が中心となり、地域ぐるみの健康づくり事業を推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
特定健康診査受診者の肥満者の割合 BMI※ 25以上	27.7%	25.0%

※BMI：「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で算出される数値のことで、肥満度を測るための国際的な指標。22を「標準」、18.5以下を「痩せ」、25以上を「肥満」としています。

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 健康増進計画・食育推進計画等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が主体的に健康づくりに取り組める環境を整え「自分の健康は自らづくり・守る」という考えのもとに、生涯を通じた健康づくりを推進し、総合的な施策を展開します。</li> <li>健康推進員会、食生活改善推進員会、健康運動普及員会、いきいきヘルス会、MT21(メディカルチーム21)、子育てアドバイザー(子育て支援室)などと連携し推進体制の確立を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進計画(歯科保健計画)の推進</li> <li>食育の推進</li> <li>計画の推進と評価</li> </ul>
2. 健康づくり意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導、健康教室、まちづくり出前講座、講演会などを地域で実施し、市民の健康づくりを推進するとともに、健康意識の啓発を図ります。</li> <li>市民の健康状況、新たな健診制度のPR、受診率向上、「あけの元気館」のPRなどについて、市の広報誌などで継続的に進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導</li> <li>まちづくり出前講座(健康づくり編)</li> <li>健康推進員会地区活動</li> <li>食生活改善推進員会地区活動</li> <li>健康運動普及活動</li> <li>いきいきヘルス体操の普及</li> <li>MT21健康講演会</li> </ul>
3. 市民・行政協働の取り組みとしての健康づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「健康増進計画」に掲げた分野ごとの目標に近づけるとともに、市民が参加しやすい事業を推進するため、地域保健活動の拠点となる「保健センター」、「あけの元気館」、「協和ふれあいセンター」等施設の機能を生かして、より充実したサービスの提供を推進します。</li> <li>筑西市の子どもが健やかに成長することを目指し、各種母子事業を推進します。</li> <li>市民が健やかに暮らせるよう各種健康診査及び予防接種事業を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦支援事業</li> <li>乳幼児健診,相談,訪問</li> <li>発達支援事業</li> <li>養育支援訪問</li> <li>永久歯対策事業</li> <li>食育の推進</li> <li>生活習慣病予防対策</li> <li>特定健診,特定保健指導,各種がん検診</li> <li>定期予防接種</li> <li>任意予防接種</li> <li>精神保健事業</li> <li>自殺予防対策</li> <li>健康運動教室</li> <li>いきいきヘルス体操教室</li> <li>MT21健康講演会</li> <li>あけの元気館利用者の健康相談</li> <li>シェイプアップ教室</li> </ul>

## 2. 保健・医療・福祉の連携

### (現況と課題)

少子高齢化社会の進展や核家族化などを背景に、保健・医療・福祉に対する市民のニーズが多様化し高まっていることから、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、行政、地域及びボランティア団体、医師会、医療機関等が互いに連携協力し、総合的なサポートシステムを構築する取り組みが求められています。

当市を含む茨城県西部は、全国でも有数の医療過疎地域であり、医師不足問題は、更に深刻化している状況にあり、特に緊急を要する疾病への対応機能が十分でない状況です。

これらの問題を解消するため、茨城県地域医療再生計画に基づく「新中核病院」の建設が望まれており、当市と桜川市が連携し準備を進めているところです。新中核病院の整備までの間、筑西市民病院・県西総合病院の公立2病院が中心となり、実効性のある役割分担や連携を図り、少しでも多くの急性期医療が提供できるよう、病院の機能を強化していく必要があります。

地域医療体制については、一次医療対策として真壁医師会筑西支部との連携を深め、「夜間休日一次救急診療所」で365日診療を行い、市民の安全・安心の確保に努めています。緊急時の二次医療対策として、筑西広域市町村圏事務組合と連動し、病院群輪番制運営事業及び小児救急医療体制運営事業を支援しています。

東日本大震災の経験をふまえ、行政のみならず真壁医師会筑西支部や地域活動の協力者との連携により、災害時に即応できる保健・医療・福祉の体制を確立する必要があります。

### (計画目標)

- 保健・医療・福祉の連携体制を強化し、市民一人ひとりのニーズにきめ細かに対応できる総合的なサービス提供の体制づくりを進めます。
- いつでも市民誰もが必要な医療が受けられるよう、関係機関との連携を強化するとともに、筑西市と桜川市が協力し、この地区はもとより、「筑西・下妻保健医療圏」の中核病院の建設を推進します。筑西市民病院・県西総合病院のあり方については、専門家の意見をはじめ市民や社会のニーズを把握・尊重し、有効利用を図っていきます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市民病院の健康講座の開催(年間)	12回	14回
市民病院救急患者の受け入れ(年間)	2,545人	2,760人

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 保健・医療・福祉連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者・母子・児童福祉等それぞれのニーズに対応し、きめ細かなサービスが総合的・計画的に提供できるよう、保健・医療・福祉の各分野の情報共有を図り連携します。</li> <li>一貫した治療や回復時のケアなどを円滑に進めるため相互の連携・協力体制を強化します。</li> <li>関係機関相互の連携のもと、地域ケアシステムの充実を図るなど、より効果的な医療・福祉サービスの提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり推進協議会</li> <li>狂犬病予防接種</li> <li>献血推進連絡協議会</li> <li>災害時の医療体制の確立</li> <li>地域ケアシステムの活用</li> </ul>
2. 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民誰もが、必要な時に適切な医療が受けられるよう、医療機関相互の連携を強化し、救急医療・小児医療をはじめとする地域医療体制の一層の充実を図ります。</li> <li>茨城県地域医療再生計画に基づく新中核病院の建設を推進するとともに、既存病院との役割分担と機能強化を図ります。</li> <li>広域的に各医療機関との連携強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新中核病院建設の推進</li> <li>筑西市民病院運営支援</li> <li>県西総合病院運営支援</li> <li>病院群輪番制運営支援</li> <li>夜間休日一次救急診療所の運営</li> <li>小児救急医療体制運営</li> <li>市民健康講座の開催</li> </ul>

## 第2節 子どもを生み育てやすい環境の整備

### 1. 子育て支援対策の充実

#### (現況と課題)

次代を担う子どもたちは地域社会の宝であり、地域全体で育てていかなければなりません。しかし、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域社会での児童の育成機能の変容など子どもを取り巻く家庭・社会環境は大きく変化しています。このような状況の中、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間とする「筑西市次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定し、この計画に基づき子育て支援の充実を推進しています。

近年の出生率の低下に伴い、子どもの減少が指摘されていますが、本市においても少子化は深刻な問題となっています。しかし、子どもの数は減少しても、保育所入所児童数は増加傾向にあります。こうした背景には、女性の就労の拡大や核家族化の進行があるものと考えられます。また、就業形態の多様化や就労時間の変化などにより、延長保育、休日保育など保育需要も多様化しており、保育所の果たす役割は益々重要になってきています。

こうした中、保育所と幼稚園両方の機能を併せ持つ「認定こども園せきじょう」が平成23年4月に開園(隣り合って建つ関城幼稚園と関城保育所の施設を接続し一体的に利用)し、保育と教育を提供するとともに、子育て支援を行っています。

放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供する施設です。市内には平成23年4月現在、20クラブ設置しています。今後、女性の就労の拡大や核家族化等により、放課後児童クラブの利用を希望する世帯は増加することが予想されるため、地域のニーズを見ながら設置を検討していく必要があります。

また、子育て家庭への支援活動を担う専門の職員を配置し、子育てに対する相談指導、子育てサークルの育成・支援や子育てに関する情報を提供する「子育て支援センター」を市内11か所に設置し、子どもの健全育成(子育て支援事業)に努めています。近年、家族形態や子育て環境の変化により、支援の必要な家庭が増加しており、子育て相談の充実などの支援体制の整備とともに、要支援家庭の情報の把握と共有化を推進することが必要です。

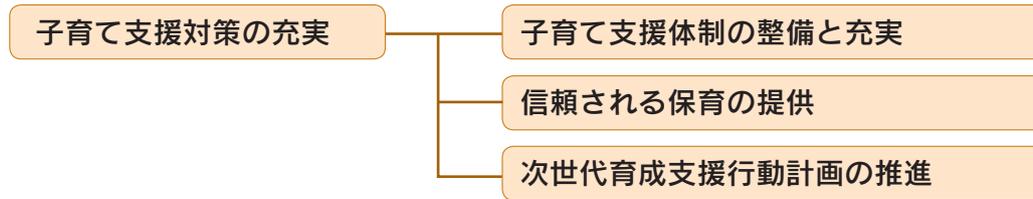
#### (計画目標)

- 保育需要の質的、量的な変化に対応するため、保育内容の充実など保育所機能の拡大に努めるとともに、育児相談など相談・指導体制の強化を図ります。
- 家庭、保育施設、学校、地域、行政などが協力・連携して児童の健全育成に努めるとともに、情操豊かな児童を育成するため、地域における育児体制の強化を進めます。

## (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
保育所数	21か所	21か所
子育て支援センター数	11か所	11か所
放課後児童クラブ	20クラブ	21クラブ

## (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 子育て支援体制の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援団体等による地域組織活動の活性化を図り、地域ぐるみで子育てを支援するシステムづくりを進めます。</li> <li>地域子育て拠点支援事業により、育児相談や学習機会の充実、情報提供や育児サークルの育成を図るとともに、子育てアドバイザーや保健師による訪問事業を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域組織活動育成事業</li> <li>地域子育て支援拠点事業</li> <li>乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>養育支援訪問事業</li> </ul>
2. 信頼される保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様化する保育需要に対応するため、延長保育、障害児保育、病後児保育、休日保育、特定保育、一時預かり等の充実を図ります。</li> <li>必要に応じた保育施設の整備・充実を図るとともに、地域の需要に応じた放課後児童クラブの充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育運営委託事業</li> <li>延長保育事業</li> <li>障害児保育事業</li> <li>病後児保育事業</li> <li>休日保育事業</li> <li>特定保育事業</li> <li>一時預かり事業</li> <li>放課後児童対策事業</li> </ul>
3. 次世代育成支援行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援行動計画の確実な実行により、少子化への総合的な対策を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の進捗管理</li> <li>次世代育成支援対策地域協議会の開催</li> </ul>

## 2. 子ども福祉の充実

### (現況と課題)

近年、育児に不安と悩みを抱く保護者が増加しており、児童虐待につながるケースが社会問題になっています。これは、地域社会における共同・交流意識が希薄化していることや核家族化の進行に伴い、従来の子育ての体験機会が失われたことによるものと考えられます。そのため、若者の行動力や高齢者の経験を生かして地域の育児機能を高め、また、育児に不安を抱く保護者たちが身近に相談できるような環境を整えていくことが望まれています。

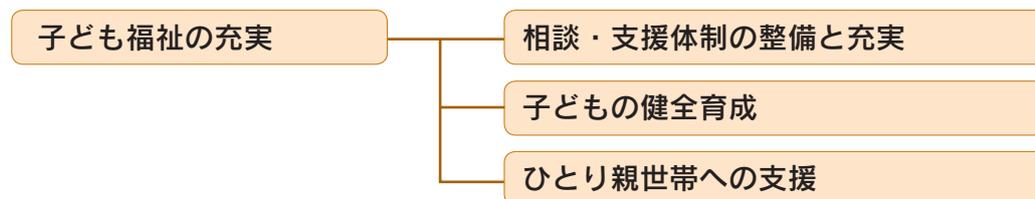
また、複雑な社会環境を反映して離婚などによる母子家庭・父子家庭が増加しています。このようなひとり親世帯は、収入の減少や育児、家事などの面でさまざまな問題を抱えています。とくに、母子家庭の場合、母親の就職又は再就職には困難が伴っており、就業しても低賃金や不安定な雇用条件などに直面するケースが多くなっています。さらに、子どもを直接養育していない親が負担すべき養育費の確保が不十分なケースも多く、経済的な自立が難しい状況になっています。

そのため、母子家庭においては、収入面・雇用面などでより良い仕事に就き、経済的に自立できるような支援策を提供することが必要です。また、父子家庭は、経済的な問題は比較的少ないものの、子どもの養育や家事などに困難を生じているケースも多く、家庭援護サービスを中心とする対策など父子家庭への支援制度の推進が望まれています。

### (計画目標)

- 子どもの成長と子育てを地域全体で支援するしくみを整え、子どもが健やかに育つとともに、子育てに喜びが感じられる環境づくりを進めます。
- ひとり親世帯の自立促進と生活上の問題解決を図るため、母子家庭や父子家庭に対する相談業務や支援体制を充実するなど、福祉施策を推進します。

### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 相談・支援体制の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談員及び女性相談員を家庭児童相談室に配置し、相談・指導体制の強化を図ります。</li> <li>要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、主任児童委員、教育委員会、警察署、健康づくり課等の関係機関と連携しながら要保護児童への支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭児童相談室</li> <li>要保護児童対策地域協議会</li> </ul>
2. 子どもの健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携しながら要保護児童の早期発見と健全な育成に努めます。</li> <li>子ども手当(児童手当)の支給により子育てを支援し、子どもの健全育成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会</li> <li>子ども手当(児童手当)</li> </ul>
3. ひとり親世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当を支給し、子育てが負担になりがちなひとり親世帯の子育てを支援します。</li> <li>子育て支援や生活援助が必要なひとり親世帯に対して、家庭生活支援員による支援を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当</li> <li>母子寡婦福祉会</li> <li>母子寡婦福祉資金</li> </ul>

## 第3節 安心して暮らせる福祉サービスの充実

### 1. 高齢者福祉の充実

#### (現況と課題)

本市では、総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は、22%を超えており、今後、「団塊の世代」が65歳以上となる平成27年には、高齢化率が更に加速することが予想されています。また、高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。これからの望ましい高齢社会とは、人生経験豊かな高齢者が、健康で、地域のさまざまな活動に参加し、自らが生きがいの創造者として主体的に生活することのできる地域でなければなりません。

それは、各種の福祉サービスが用意され、可能な限り家庭や地域社会の中で、必要なサービスを受けることのできる社会であるといえます。そのため、高齢者向けの就労、学習、スポーツ活動、コミュニティ形成などの場や機会を充実し、高齢者が長年培った知識や経験を生かしながら自己を実現することができるような環境を整えていくことが重要になってきます。

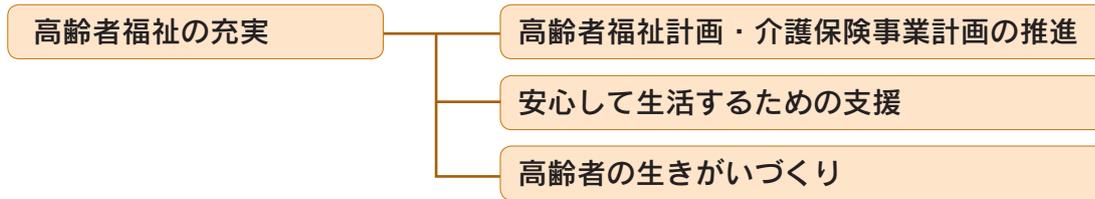
このような中、本市では、高齢者を社会全体で支えるしくみとして「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、要支援者を対象とする新予防給付、認知症高齢者に対する施策の強化、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯への支援体制の整備を進めています。今後、寝たきり高齢者や認知症高齢者が増加することが考えられることから、心のこもったホームヘルパーの派遣や訪問看護、相談業務を充実するなど、高齢者介護家庭に対して幅広い支援の手をさしのべ、家族の負担軽減を図っていくことが肝要となっています。そして、これら的高齢者が家庭や地域社会の中で、的確に福祉サービスを受けられるように、在宅福祉を基調とした福祉システムを築きあげていくことが重要な課題となっています。

#### (計画目標)

- 高齢者の生きがいと健康づくり、生活の質の向上・介護予防対策を推進し、高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らせる環境の整備に努めます。
- 地域包括支援センターを中心として、地域支援事業、在宅福祉サービス事業等の充実を図るとともに、高齢者の社会参加や就労の促進に努めます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
介護予防事業参加人数	61,205人	67,000人
高齢者クラブ会員数	5,382人	5,500人

**(施策の体系)****(基本計画)**

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき高齢者保健福祉施策の一層の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定</li> </ul>
2. 安心して生活するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターを中心に、高齢者の介護予防事業を推進するとともに、要介護状態等になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を行なうことができるように、総合相談事業をはじめとする地域支援事業の充実を図ります。</li> <li>高齢者とその家族が住み慣れた地域の中でいつまでも健やかに快適な暮らしができるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防の推進</li> <li>地域ケア体制の整備</li> <li>認知症高齢者支援の推進</li> <li>地域における見守り体制の充実・連携強化</li> <li>権利擁護の推進</li> <li>福祉サービスの充実</li> </ul>
3. 高齢者の生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ・レクリエーション活動の振興や高齢者クラブ等の充実を図り、高齢者自らが取り組む体力の保持、増進や生きがいづくりを支援するとともに、高齢者が豊かな経験と知識・能力を発揮し社会参画できるよう、シルバー人材センターをはじめとする就労の確保や地域での活躍の場づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の積極的な社会参加の促進</li> <li>生きがい活動の支援</li> <li>高齢者クラブ活動の充実</li> <li>高齢者の就労対策の支援</li> </ul>

## 2. 障害者福祉の充実

### (現況と課題)

平成18年度に身体・知的・精神の障害別の福祉サービスを一元化し施行された「障害者自立支援法」が廃止予定であり、それに代わる「障がい者総合福祉法(仮称)」や「障害者差別禁止法」の制定が予定され、障害者施策は拡大変化が予想されます。また、障害者権利条約の批准が予定(2013年)されていることから、今後はそのための法整備が急ピッチで進みます。障害の重度化、加齢、重複化が懸念される中、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援施策を展開し、利用者への適切な情報提供やサービスと負担のあり方について改めて検討していく必要があります。

また、障害のある人もない人もともに暮らし生きる社会の実現に向けて、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関や団体などとの連携を強化して、障害者福祉の推進体制を更に充実させていくことが求められています。一方、自閉症や発達障害の方々は、急な変化に対応が難しいことが特徴であり、東日本大震災でも避難所にはいかず車の中で避難されていた家族が見うけられました。そのため、避難所の指定も必要と思われる。さらに、障害者の社会参加の意欲が高まっており、行政・事業所等においては、障害者の社会参加を促進するための就労・住宅・スポーツ・生涯学習等の施策や制度を積極的に拡充していくことが必要になっています。

本市では、平成12年に心身障害者福祉センターを開設し、障害を持つ人を地域で支えていく体制づくりを進めるとともに、公共施設等のバリアフリー化を推進してきました。また、平成18年度から茨城県よりまちづくり特例市の指定を受け、身体障害者手帳交付事務を県からいち早く市に移譲されたことに伴い、市民にとっては、交付までの期間が短縮され福祉サービスの利用が早められたと言えます。今後も、市民・地域や関係機関が連携し、年齢・能力・障害の状態など障害者一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな教育・療育・自立支援等の施策を展開していく必要があります。

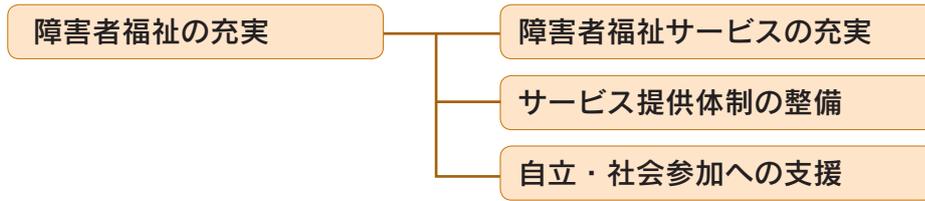
### (計画目標)

- 障害者が住み慣れた地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、必要な時に必要な支援を提供できる体制の整備・充実を図ります。
- 障害者がより豊かで、充実した生活を送ることができるように、社会参加を促進するとともに、社会参加が容易になるよう住み良い環境づくりを推進します。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
障害福祉サービス利用者数	591人	750人

## (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 障害者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害福祉計画」等に基づき、関係機関との連携を図りながら、日常生活用具・補装具の給付、バリアフリー住宅へのリフォーム支援など、障害者に必要な福祉サービスの一層の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者福祉サービスの充実</li> <li>日常生活用具・補装具の給付等の充実</li> <li>住宅リフォーム等の充実</li> <li>関係機関との連携</li> </ul>
2. サービス提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域自立支援協議会の助言のもと障害福祉計画を見直して、サービス提供体制の整備充実強化を図ります。</li> <li>障害者のライフサイクルの各段階に応じて、適切な訓練や介助サービスが受けられる一貫した施策を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域自立支援協議会の開催</li> <li>ニーズの把握</li> <li>人材の確保</li> </ul>
3. 自立・社会参加への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の社会参加を促進するため、心身障害者福祉センター等での作業・生活及び機能回復訓練等の充実を図るとともに、障害者が各種の地域活動やスポーツ・文化活動等に参加できるよう、支援団体の育成や交流イベントの開催などを支援します。</li> <li>企業との連携による障害者雇用の拡大を図り、経済的自立を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流の促進</li> <li>雇用の促進</li> </ul>

## 第4節 地域福祉の推進

### 1. 地域福祉の推進

#### (現況と課題)

地域福祉に関しては、「地域福祉計画」策定後5年が経過しますが、福祉に関する行政依存度は高く、地域での支え合いや助け合いの意識はあるものの、実際の行動に結びついていない状況にあります。少子高齢化の進展や弱まる家族の力と地域共同体としての機能の低下により、地域のつながりが希薄化し、福祉に対するニーズはますます複雑・多様化しています。これらへの対応として、新たな地域福祉のしくみが必要となり、身近な相互扶助を基本とした支え合い・助け合いのしくみを構築することが重要となっています。

さらに、生活様式の多様化や核家族化の進行に伴い、高齢世帯や単身世帯が増加しており、生活の孤独や不安をかかえる市民の増加も課題となっています。これら福祉ニーズに的確に対応していくには、地域力の向上が不可欠となり、相互扶助を基本とした新たな地域コミュニティのしくみづくりが必要となります。

地域の福祉活動は、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体などとの連携により進められてきました。近年では、画一的な地域福祉の在り方が見直され、地域住民による地域住民のための地域特性を生かした、より身近な地域単位における福祉活動が求められています。今後とも、地域福祉への理解を深めるとともに地域福祉の実践に努めるため、地域福祉団体の育成やボランティア活動の推進を図りつつ、学校を始めとする関係団体での福祉教育の充実を図りながら、地域福祉力の向上による、地域に根ざした福祉活動を展開していく必要があります。

#### (計画目標)

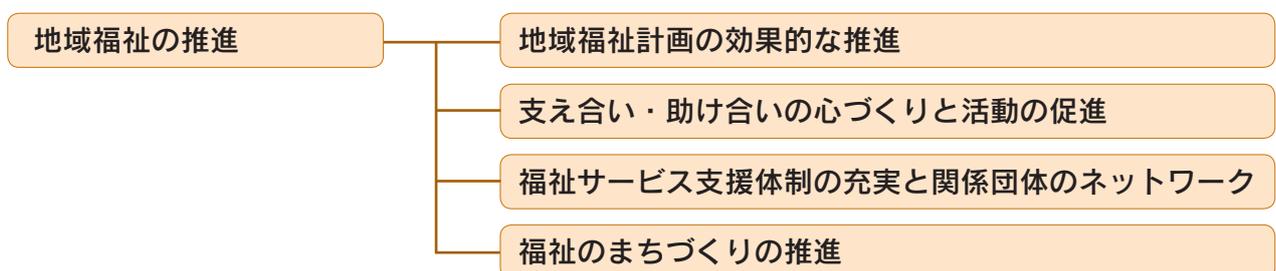
- 生活課題を地域で共有し、「住みなれた地域でみんなが安心して暮らせるよう」地域の人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりすることを基本とした地域福祉を推進していきます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
ボランティア活動保険加入者数	2,132人	2,300人
地域活動への参加の割合	70.5%	75.0%

※現況値は平成23年7月の数値

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 地域福祉計画の効果的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に改定した地域福祉計画の理念や施策を徹底するためのPR活動、勉強会を通じて、地域福祉活動の必要性の認識を深めます。</li> <li>計画の適正な進行管理に努め、計画の効果や実行性を高めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>声掛け運動の推進</li> <li>ノーマライゼーションの理念の普及</li> <li>福祉教育の充実</li> </ul>
2. 支え合い・助け合いの心づくりと活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉は、支え合いと助け合いで成り立っており、少子高齢化を背景とする多様な市民ニーズに、地域で的確に対応できるしくみの構築を目指します。</li> <li>社会福祉協議会をはじめ地域福祉を支える民生委員・児童委員の活動、ボランティア・NPO法人の活動の支援により、市民主体の福祉活動の活性化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域団体の活動の推進</li> <li>ボランティア・NPO法人活動の推進</li> <li>地域の見守り活動の推進</li> </ul>
3. 福祉サービス支援体制の充実と関係団体のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切なサービス提供のための情報の提供に努めます。</li> <li>福祉関係団体の連携・ネットワークの構築による機能的な福祉の展開に努めます。</li> <li>高齢者や心身障害者の活動、福祉ボランティア活動、子育て支援など地域福祉活動の拠点として各福祉施設の利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動団体間の連携強化</li> <li>地域福祉リーダーの育成</li> <li>サービスの質の確保</li> <li>地域活動のための既存施設の有効活用</li> </ul>
4. 福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活空間のユニバーサルデザイン化に市民とともに取り組んでいきます。</li> <li>公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。</li> <li>団塊の世代等の人材の積極的活用を図るとともに、地域の集会所等を活用した居場所づくり、地域福祉の拠点づくりなど、市民によるふれあい環境の整備を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインの推進</li> <li>安心して暮らせる環境の整備</li> <li>バリアフリーに配慮した公共施設等の整備</li> </ul>

## 第5節 社会保障制度の運用

### 1. 介護保険制度

#### (現況と課題)

高齢化・核家族化が進展する中、平成12年度に始まった介護保険制度は、介護が必要な人を社会全体で支えるしくみとして定着してきましたが、本市の高齢化率は22%を超え、4人に1人が高齢者となっており、今後一層の進行が予想されています。

団塊の世代が高齢期に達する平成27年を見据え、平成17年に介護保険制度の大幅な見直しが行われ、高齢者の増加や軽度要介護者の急増に対応し、要介護状態になる前から要支援1・2までの高齢者を対象とする新たな予防給付制度が創設され、本市でも中期的な視点で各種取り組みを行っています。

一方、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援の5つのサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の取り組みを進め、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情、特性等を反映させることにより、その地域に相応しいサービス提供体制の実現につなげていくことが求められています。

今後は、多様化する介護のニーズや制度改正等に柔軟に対応しながら、介護保険制度の適切な運用はもとより、市民の意向などを踏まえるとともに、介護保険料等の負担と保険給付のバランスを考慮しながら推進していく必要があります。また、介護保険サービスを提供する事業所に対する指定、指導、介護報酬請求のチェックなど、その事務範囲は広範にわたることから、効率的な事業運営に努める必要があります。

#### (計画目標)

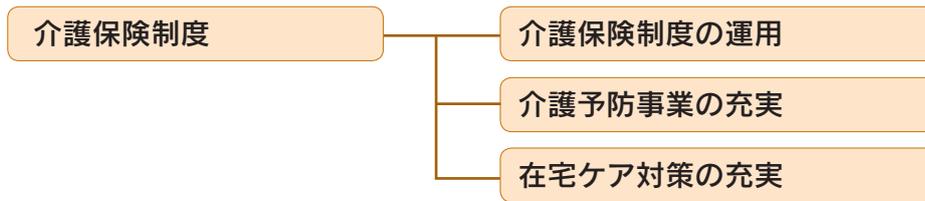
- 地域包括支援センター機能を高め、地域密着型サービスの充実を図り、誰もが住み慣れた地域で必要なサービスを利用できる体制を強化します。
- 高齢者の健康づくり・生きがいづくり事業を積極的に展開し、生涯にわたって健康で自立した暮らしのできる地域づくりを進めます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
要介護等認定者数	3,874人	4,540人

※現況値は平成23年10月末の数値

## (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 介護保険制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険法定給付サービスを自ら選択し、必要に応じた適切なサービスを受けられるよう、多様な事業者の参入によるサービスの量・質の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の情報提供や啓蒙活動</li> <li>認定審査の公平性の確保</li> <li>介護給付適正化事業の取り組みによる介護給付費の抑制</li> </ul>
2. 介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、また、介護状態の軽減のため、一人ひとりの健康を保持増進し、疾病や要介護状態を予防するための事業の一層の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑西市地域包括支援センターが中心とした介護予防ケアプランの作成</li> <li>介護状態の改善と悪化の予防や自立支援</li> </ul>
3. 在宅ケア対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>住み慣れた地域で安心して生活していくため、地域包括支援センターを中心として、総合的なサービスを提供する体制の整備・充実を図ります。</li> <li>地域包括支援センターを中心に、支援機能を強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅介護等に関する総合的なサービスの提供</li> <li>在宅福祉サービスの充実</li> <li>介護、医療、ボランティア等を含めた地域包括支援ネットワークの構築</li> </ul>



グループホームでの様子

## 2. 国民健康保険・後期高齢者医療制度

### (現況と課題)

国民皆保険制度の基盤として、国民健康保険制度が医療保険制度の中核を担い、市民の安全で安心な医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。しかし、医療の高度化や少子高齢化の進展による医療費の増加に相反し、景気低迷に伴う所得の減少等による保険税未納者の増加により保険税収入の伸びが期待できないという厳しい財政運営を余儀なくされています。医療費の抑制に向け、市民の健康増進と疾病予防が重要になっています。そのため、平成20年度から40歳以上の被保険者に対して特定健康診査及び特定保健指導が義務付けられ、保健部門との連携を図りながら市民の健康づくりを推進しています。

今後は、収納率向上対策、医療費適正化及び保健事業対策を推進し、国保財政の健全化を図るとともに、法令改正に基づく制度改正などに適切に対応しながら、改めて相互扶助制度である国民健康保険制度の周知、啓発を図り、制度の適切な運営に努めていく必要があります。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化や高齢者の医療費の増加などを背景に平成20年度に創設されました。当初、制度内容の周知不足等による混乱をもたらしましたが、度重なる見直しにより、現在では高齢者の制度として定着しつつあります。しかし、国においては、後期高齢者医療制度を廃止し、新制度に移行する方針を掲げていることから今後の動向に注視し、茨城県後期高齢者医療広域連合とも連携をとりながら混乱なく、円滑な制度移行を行っていく必要があります。

### 国民健康保険の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
被保険者数(人)	49,826	38,873	38,359	37,471
1人当たりの医療費(千円)	196	253	251	263
現年度収納率(%)	90.31	87.37	86.36	86.98
特定健診受診率(%)	—	30.7	33.0	32.2

### 後期高齢者医療の状況

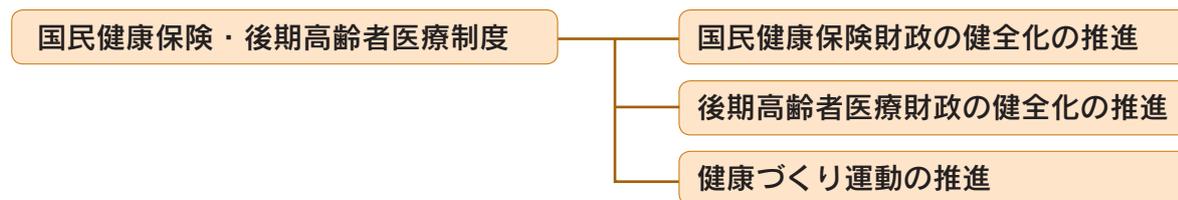
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
被保険者数(人)	—	12,821	13,016	13,279
現年度収納率(%)	—	99.06	99.16	99.31

### (計画目標)

- 国民健康保険制度の健全化を図るため、レセプト点検などによる医療費適正化、特定健診等の推進による保健事業対策、定期的な見直しに基づく保険税の適正賦課と収納率の向上対策などを進め、国民健康保険制度の適正な運用と財政基盤の強化を図ります。
- 後期高齢者医療制度においては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、医療費の適正化や保健事業の推進、保険料の徴収率向上対策などを行い、安定した制度運営に取り組めます。

**(目標指標)**

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
国民健康保険被保険者1人当たり医療費	263千円	255千円
国民健康保険税収納率(現年度分)	86.98%	89.00%
後期高齢者医療保険料収納率(現年度分)	99.31%	100%

**(施策の体系)****(基本計画)**

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 国民健康保険財政の健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険制度の健全な維持を図るため、法令改正に基づく制度改正に適切に対応していきます。</li> <li>コンビニ収納などの納付環境整備に努め、収納率の向上に取り組みます。</li> <li>多受診者、乱受診者に対し、保健師による適正な受診方法の個別指導を展開します。</li> <li>レセプト点検の充実、ジェネリック医薬品の普及促進による医療費の適正化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係条例・規則等の改正</li> <li>保険税率の定期的な見直し</li> <li>口座振替の推進、納付環境の整備</li> <li>多受診者・乱受診者対策の実施</li> <li>レセプト点検の実施</li> <li>ジェネリック医薬品の普及促進</li> </ul>
2. 後期高齢者医療財政の健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して、収納対策実施計画に基づき、滞納者の実態に即したきめ細やかな納付相談や短期被保険者証の適正な交付などを行うことにより、保険料の収納率の向上を図ります。</li> <li>新たな医療保険制度に移行するとされていることから、国の動向に注視し、市民が新医療保険制度に対応できるよう、情報の収集及び提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域連合との連携強化</li> <li>納付相談等の実施</li> <li>新たな医療保険制度への対応</li> </ul>
3. 健康づくり運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診等実施計画に基づき、実施している40歳以上の被保険者を対象とした特定健康診査、特定保健指導の充実により市民の健康づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診等実施計画の見直し</li> <li>特定健康診査、特定保健指導の実施</li> </ul>

### 3. 国民年金制度

#### (現況と課題)

国民年金制度は、すべての国民が安定した生活を送ることができるよう、世代間でお互いに助け合うしくみであり健全な老後の生活を維持するための重要な制度です。しかし、少子高齢化の進行や・厳しい経済情勢などから年金制度に対する将来の不安感、若年者の年金離れなどにより、国民年金を取り巻く状況は厳しくなっています。

国民年金事務は国の事務ですが、市町村では法定受託事務(第1被保険者の資格取得等の届出・保険料免除申請の受付等)を行っています。各種届出や裁定請求及び相談等には下館年金事務所への内容照会が必要であり、ある程度の時間を要するため、来訪者への的確な対応が求められます。老後の所得保障の基盤となる公的年金制度の重要性を広く周知し、今後も日本年金機構(平成22年1月設立)、下館年金事務所と協力連携のもとに、適切な窓口の案内と、的確な事務処理を行っていく必要があります。

#### (計画目標)

- 市民が健康で安心した老後の生活を送ることができるよう、下館年金事務所と協力連携のもと国民年金制度の周知、普及に努めます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
広報紙への掲載	3回	4回
担当職員研修会	未実施	1回

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 国民年金加入・保険料収納対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報誌やパンフレットなどによる国民年金制度の啓発やPRに努め、適用対象者の的確な把握と、窓口での勧奨や年金相談を通して未加入者の加入促進を図ります。</li> <li>• 窓口での納付勧奨や口座振替制度を推進するとともに、学生納付特例制度、免除制度の周知を図り未納者及び無年金者の解消に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報誌によるPR、パンフレット等を活用し国民年金制度の周知・普及、窓口相談業務の充実に努め、国民年金加入を促進</li> </ul>
2. 国民年金制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下館年金事務所との連携のもと、年金受給・保険料免除など制度の普及や相談業務の充実に努め、受給権者の有無や保険料の納付月数など必要な情報を提供し、国民年金制度の円滑な運営を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下館年金事務所と協力連携のもと、年金受給・保険料免除など、国民年金制度の理解浸透と適正な運用</li> </ul>



年金相談窓口

## 4. 医療福祉費支給制度

### (現況と課題)

医療福祉費支給制度は、重度心身障害者、小児(0歳から9歳)、ひとり親家庭の母子・父子、妊産婦を対象に医療等の負担軽減を図る施策です。

小児については、平成21年度から、所得制限により医療福祉費を受給できなかった乳幼児を対象に、市独自事業としてはぐくみ医療費支給制度を開始し、すべての乳幼児が医療費助成制度を受けられるようになりました。また、平成22年10月から、医療福祉費支給制度、はぐくみ医療費支給制度ともに小児の対象者を小学1年生から小学3年生までに拡大して医療費助成を行い、少子化対策の充実を図りました。

妊産婦については、平成21年7月に医療福祉費支給制度の改正で、支給対象が妊産婦特有の疾病に限定されたことから妊産婦医療福祉費支給制度に規定する疾病以外を対象にはぐくみ医療費支給制度により助成することとしました。また、平成23年度からは、所得制限により医療福祉費を受給できなかった妊産婦に対し、はぐくみ医療費支給制度により助成を行うこととし、妊産婦が必要な医療を安心して受けられるよう制度の充実に努めてきました。

今後は、引き続き制度の一層の周知と適正な運用を図り、市民から要望の高い小児の対象年齢を中学3年生まで拡充するとともに、さらなる制度の充実についても検討、実施していくことが課題となっています。

### ■医療福祉費支給制度区分別1人当たりの医療費助成額(平成22年度実績)

対 象 区 分	月平均人数 (人)	1人当たりの助成額 (円)
妊 産 婦	445	67,864
小児 (乳 児)	764	36,173
小児 (3歳未満)	1,200	30,326
小児 (3歳以上7歳未満)	2,232	24,263
小児 (7歳以上小学3年生)	2,212	14,339
ひとり親 (母子)	1,761	31,023
ひとり親 (父子)	166	45,920
重 度 障 害	1,041	224,278
高 齢 重 度 障 害	1,023	119,835

はぐくみ医療費支給制度【市単独事業】1人当たりの医療費助成額(平成22年度実績)

対象区分	3月末人数 (人)	1人当たりの助成額 (円)
妊産婦	576	4,592
小児 (0歳～小学3年生)	844	15,406

(計画目標)

- 医療福祉費支給制度については、受給対象者の生活の安定と福祉の向上のため、制度の周知と適正な運用を図ります。

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり活動の推進、広報活動等を通して適切な受診をするよう受給者の自覚を促し、医療費適正化と医療福祉費支給制度・はぐくみ医療費制度の適正な運用に努めます。</li> <li>少子化対策の一環として小児の対象年齢拡大を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙・市ホームページ等を活用した広報活動の実施</li> <li>小児対象年齢拡大に向けた準備、実施</li> </ul>



はぐくみ医療制度



## 5. 低所得者福祉

### (現況と課題)

長引く景気の低迷は、雇用環境の悪化を引き起こし、経済的・心身的にも不安をかかえ、厳しい生活環境を余儀なくされ、これまでの生活水準を維持することが難しい状況となっています。生活保護制度は、健康で文化的な生活が維持できるように支援する制度であり、国民生活の最後のセーフティーネットとして、低所得者への支援に対し重要な役割を担っていますが、高齢化・核家族化、会社倒産・リストラ、さらには身体的な理由から生活保護の相談・申請件数も大幅に増加しています。

本市では、平成19年3月現在、被保護世帯は433世帯、被保護人員561人、保護率5.0%となっていました。平成23年3月現在では、被保護世帯は601世帯、被保護人員796人、保護率7.4%と大きく増加しており、相談・申請件数も必然的に増加しています。このことから平成23年6月に福祉相談室を設置し、常勤の専門相談員(2名)を配置しました。さらに、就職支援を強化するため就労支援員(1名)も配置しています。

今後は、ケースワーカーや福祉相談員を中心に生活実態の把握と適正な生活支援のアドバイスを通して、生活保護世帯の自立を促し、さらに、就労支援員による労働意欲の喚起に努め、世帯の状況に即した生活支援をしていく必要があります。また、生活保護を受けるに至らない低所得者世帯については、民生委員・児童委員や関係機関との連携により実態把握に努め、福祉、労働、教育など各分野にわたる支援施策を総合的に進めていく必要があります。

### (計画目標)

- 低所得者世帯の個々の状況・可能性を十分に把握し、生活相談の充実、指導体制の強化、就労支援の強化による就労意欲の向上に努め、自立支援を促し、生活の不安解消と安定を図ります。

### (目標指標)

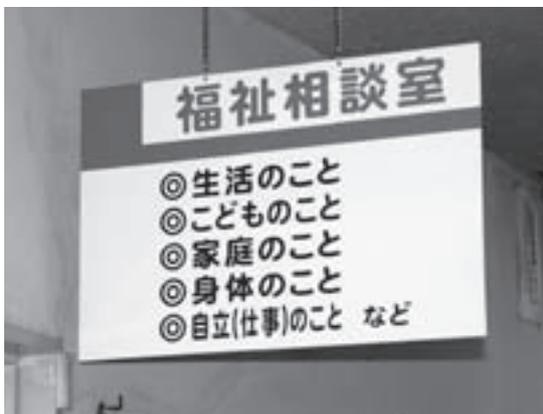
目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
生活相談件数	236件	360件
生活保護申請件数	146件	160件

### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 制度の適正な運用と自立支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護を要する世帯の社会的・経済的な自立更生を目的に、個々の状況や可能性の把握に努め、適正な支援策の決定や相談業務の充実を図ります。</li> <li>生活保護・就学援助・生活福祉資金貸付・ハローワークによる就業支援など、自立支援施策の利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度の適正な実施</li> <li>自立支援の相談強化と就労支援員による就労活動の強化</li> <li>他法、他施策の活用</li> </ul>
2. 相談・指導体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉相談員の資質の向上に努め、相談・指導機能の強化を図ります。</li> <li>関係機関と連携を図りつつ、効果的な相談・指導が行える組織体制及び相談窓口の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係各課との連携による福祉相談窓口の充実</li> <li>各種制度改正等の相談員への周知徹底</li> <li>ハローワーク等との連携の強化</li> </ul>



福祉相談室

